東関東自動車道 潮来工事 正誤区分 訂正箇所 īF 特記什様書 P25 22-11 地盤改良工 22-11-2 種 別 22-11-2 種 別 22-11-2 種別 地盤改良工の種別は、下記のとおりとする。 地盤改良工の種別は、下記のとおりとする。 単価表の項 設計基準強度 改良深さ 目標室内配合強度 標準添架量 摘要 Ħ 中層混合粉体 中層混合処 $0.0 \sim 5.4$ gul=600kN/m2 quck=200kN/m2 85kg/m3 系(トレンチ ap=100% ap=100% 理TA ャー式攪拌) セメント系 十質改良材 固化材 Α (特殊土用) 22-11-3 室内配合試験 99-11-3 宏内配合試驗 (1) 施工に先立ち、監督員立会いのもと原位置土の資料を採取し、室内配合試験を実施するもの (1) 施工に先立ち、監督員立会いのもと原位置土の資料を採取し、室内配合試験を実施するもの とする。なお、室内配合試験に先立ち、試験計画書を監督員に提出するものする。 (2) 室内配合試験の結果により、監督員が必要であると認めて、固化材の種類及び添加量の変更 を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負金額の変更が必要で認められる時 は、監督員と受注者とで協議するものとする。 は、監督員と受注者とで協議するものとする。 (3) 室内配合試験時の強度試験等に使用した供試体の中から、現場添加量に最も近い添加量の供 試体を選び、各十層或いは改良される十の各十質毎に材齢7日間の供試体を1 検体ずつ事前 溶出試験を行う。なお、事前溶出試験で基準値を超えない場合、火山灰質粘性土以外は事後 試験を行わないものとする。 試験を行わないものとする。 22-11-4 施工 22-11-4 施 工 (1) 地盤改良工の施工に先立ち、機種の選定、施工工程、施工手順、品質及び施工管理方法を記 載した施工計画書を監督員に提出するものとする。 載した施工計画書を監督員に提出するものとする。 (2) 施工機械の据付けにあたっては、対象範囲外の箇所についても、事前に現地盤の支持力の確 認を行うものとする。支持力の確認結果、監督員が必要であると認めて、工法等の変更を指 示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負金額の変更が必要であると認められる 時は、監督員と受注者とで協議するものとする。

- (3) 施工における品質及び施工管理基準については、「セメント系固化材による地盤改良マニュ アル ((社)セメント協会) 」によるものとする。
- (4) 地盤改良工の施工に伴い、余剰土が発生した場合には、その処理方法について監督員の指示 に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。
- (5) 地盤改良工の実施にあたり、現況の地質・地下水等の状況が著しく異なり、予見し得ない現 象の発生により、異常が生じた場合は、受注者は速やかに対策を行うものとし、監督員に報 告しなければならない。
- (6) 本特記仕様書22-3-2(2) の結果により、地盤改良工の施工基面・施工深さが変更に なる場合は、別途監督員と協議するものとする。

22-11-5 数量の検測

地盤改良工の数量の検測は、改良する地山の設計数量及び土質改良材の数量(m3 又は t)で行 うものとする。

22-11-6 支 払

地盤改良工のうち中層混合処理工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m 3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行

単価表の項 目	改良深さ	目標室内配合強度	設計基準強度	標準添架量	摘要
中層混合処 理工A	0.0~5.4 m	qul=600kN/m2 ap=100%	quck=200kN/m2 ap=100%	85kg/m3	中層混合スラリー 系(トレンチ ャー式攪拌)
土質改良材 A	_	_	_	_	セメント系 固化材 (特殊土用)

- とする。なお、室内配合試験に先立ち、試験計画書を監督員に提出するものする。
- (2) 室内配合試験の結果により、監督員が必要であると認めて、固化材の種類及び添加量の変更 を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負金額の変更が必要で認められる時
- (3) 室内配合試験時の強度試験等に使用した供試体の中から、現場添加量に最も近い添加量の供 試体を選び、各土層或いは改良される土の各土質毎に材齢7日間の供試体を1検体ずつ事前 溶出試験を行う。なお、事前溶出試験で基準値を超えない場合、火川灰質粘性土以外は事後
- (1) 地盤改良工の施工に先立ち、機種の選定、施工工程、施工手順、品質及び施工管理方法を記
- (2) 施工機械の据付けにあたっては、対象範囲外の箇所についても、事前に現地盤の支持力の確 認を行うものとする。支持力の確認結果、監督員が必要であると認めて、工法等の変更を指 示した場合、受注者はその指示に従うものとし、請負金額の変更が必要であると認められる 時は、監督員と受注者とで協議するものとする。
- (3) 施工における品質及び施工管理基準については、「セメント系固化材による地盤改良マニュ アル ((社)セメント協会) 」によるものとする。
- (4) 地盤改良工の施工に伴い、余剰土が発生した場合には、その処理方法について監督員の指示 に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。
- (5) 地盤改良工の実施にあたり、現況の地質・地下水等の状況が著しく異なり、予見し得ない現 象の発生により、異常が生じた場合は、受注者は速やかに対策を行うものとし、監督員に報 告しなければならない。
- (6) 本特記仕様書22-3-2(2) の結果により、地盤改良工の施工基面・施工深さが変更に なる場合は、別途監督員と協議するものとする。

22-11-5 数量の検測

地盤改良工の数量の検測は、改良する地山の設計数量及び土質改良材の数量(m3 又は t)で行 うものとする。

22-11-6 支 払

地盤改良工のうち中層混合処理工Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 3 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行